

號	第拾年
號	第壹區領年
人出第	人告被
第	
十	淡
古	津
村	津
三	津
元	津
號	號

采田 市 七 調

會 部
禮 詞
見 見

所先真皇の飛出された私を落ちつく先きは
 何れ大立りの九州さうさう末の疑同をいひ
 可但し其見う交射の距えれば果しに別途暗
 々のあつたか同しと私と疑内より
 意の角へ播と去るう十尾の外と思ふ息方
 りの正確な移りまゝ客形の回野式を意の
 私を静猪をいやすと完全な相対物あり
 りるを若く彼西路して置ます尤法は是を
 廣況令より何日か確定し
 加其の日取り又時間を電報に左記
 の折に通知し下さる但しヤシの現在
 場折は又いれぬ秘密
 電報は直方打て下さる傍柳内懸と云ふ
 字はほんた内子引にあふか云ふ柳を田吉
 左之師機刺の電報乙も二日はかゝる
 そうなから
 高字中は力る一宜敷しはる政
 田川郡金川村右屋
 吉田内 彦彦健之